

滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

県の機関等が、国により導入される予定の法人ベース・レジストリ等のシステムを使用することにより、登記事項証明書等の書面等の内容を確認することができる場合には、申請者が、これらの書面等の添付を省略できるようにするため、条例の一部を改正しようとするもの。

2 施行期日

公布日より

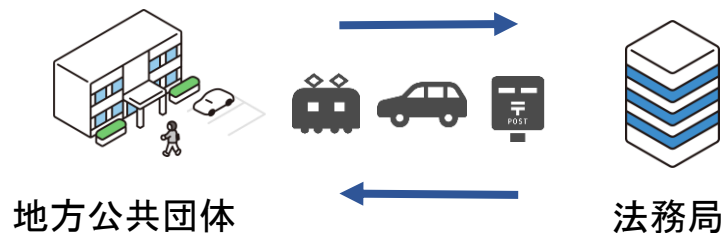
3 改正の概要

地方公共団体が業務に必要な登記事項証明書を取得するには、法務局への公用請求、申請者による登記事項証明書の添付の 2 つの方法がある。法人ベース・レジストリは、これらの手続をシステム上で完結できるようにするものであり、今回の改正は、登記事項証明書の添付を省略するために必要なものとなる。

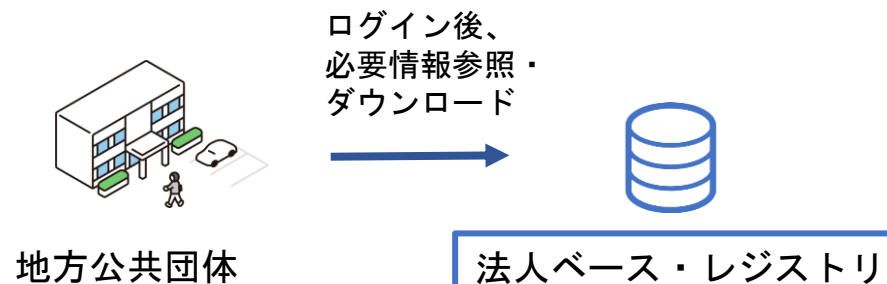
法人ベース・レジストリ/役割は？

地方公共団体業務で、何が、どう変わるのか

①公用請求

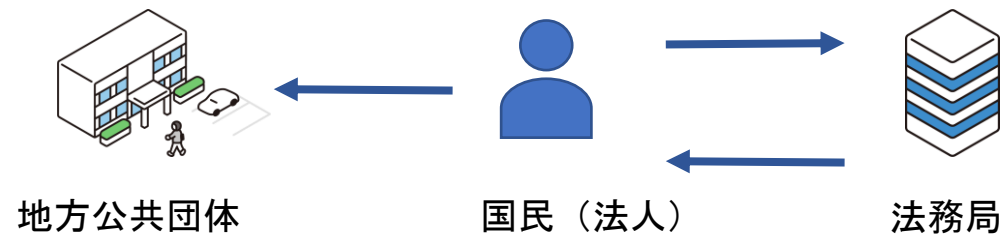


①登記事項確認のオンライン化



今回の条例改正の対象

②登記事項証明書の添付



②添付書面の省略



※法令・条例規定の手続きも、地方公共団体ごとの調整で、省略可能。

滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例の一部を改正する 条例案要綱

1 改正の理由

県の機関等が、法人ベース・レジストリ等を使用することにより、登記事項証明書等の書面等の内容を確認することができる場合には、これらの書面等の添付を省略することができるようにするため、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍または除かれた戸籍の謄本または抄本、登記事項証明書等の書面等については、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用等により、直接に、または電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、または参照することができる場合には、添付することを要しないこととします。（第 7 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 8 年 7 月 22 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例の一部を改正する条例
滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）の
一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（添付書面等の省略）

第 7 条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍または除かれた戸籍の謄本または抄本、登記
事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定にお
いて当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にか
かわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カ
ード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法
律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）の利用その他の措置であって当
該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、または電子情報処理組織を使用し
て、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、または参照することができる場合
には、添付することを要しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。